

長岡市告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

なお、その関係図面は、令和7年1月29日から同年2月12日まで長岡市土木部道路管理課において一般の縦覧に供します。

令和7年1月29日

長岡市長 磯田達伸

1 供用を開始する路線名及び区間

整理番号	路線名	区間	備考
A23117	栖吉117号線	栖吉町字下道2541番1地先	から
		栖吉町字北原9985番地先	まで
B01206	中之島206号線	杉之森字裏田445番1地先	から
		中之島字三並569番5地先	まで

2 供用開始の期日 令和7年1月29日